

(様式第 1 号) (静岡県社会貢献活動促進基金実施要領第 11 条関係) (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

ふじのくにNPO活動基金 団体登録申請書

静岡県知事 川勝 平太 様

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

団体名	富士山世界文化遺産裾野市民協議会
主たる 事務所の 所在地	〒410-1102 静岡県裾野市深良451番地
代表者 氏名	会長 根上 博 ㊟

ふじのくにNPO活動基金の助成対象団体として登録したいので、次の書類を添えて申請します。

なお、当団体は、静岡県社会貢献活動促進基金実施要領第 12 条に規定する申請団体の要件を満たしています。

【添付書類】

1 NPO 法人の場合

- ①団体概要書（様式第2号）
- ②団体目的等についての確認書（様式第3号）
- ③最新の役員名簿
- ④所轄庁が静岡県以外の法人の場合は、定款、直近2か年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書の写し（所轄庁が静岡県の法人の場合は提出済の書類を公開します。）

2 公益社団法人及び公益財団法人の場合

- ①団体概要書（様式第2号）
- ②団体目的等についての確認書（様式第3号）
- ③定款
- ④最新の役員名簿
- ⑤直近2か年度の事業報告書、貸借対照表、収支計算書の写し

3 一般社団法人、一般財団法人及び任意団体の場合

- ①団体概要書（様式第2号）
- ②団体の規約等
- ③団体目的等についての確認書（様式第3号）
- ④直近2か年度の事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの
- ⑤団体の役員名簿（様式第5号）
- ⑥団体役員に関し、成年被後見人等に該当しないことについての確認書（様式第4号）

3 連合体の場合

- ①団体の概要書（第2号様式）
- ②団体の規約又はこれに準ずるもの
- ③団体の構成団体名簿
- ④団体目的等についての確認書（様式第3号）

※登録団体に認定された場合、添付書類は、登録期間中、様式第1号とともにインターネット等により一般公開する。（役員名簿の役員住所を除く）

団体概要書

(その1)

団体名	富士山世界文化遺産裾野市民協議会				
主たる事務所の所在地	〒410-1102 静岡県裾野市深良451番地(裾野市商工会内)				
電話番号	055-992-0057				
メールアドレス	s-aoshin@lily.ocn.ne.jp				
(ふりがな) 代表者	かいちょう ねがみ ひろし 会長 根上 博				
設立年月 (活動開始年月)	平成23年11月 (平成23年2月)	事業 年度	4月～	3月	会員 数 12名
活動分野	※下表「活動分野」から該当するものをご記入ください。				
	【主たる分野】 5		【従たる分野】 3、7、12、17		
主な活動地域	裾野市を中心とした富士山周辺地域				
ホームページ	○(有) (URL: www.susonoshi-sci.com 裾野市商工会HP内) / 無				
機関紙	有 (名称:) / ○(無)				
団体の活動目的	富士山の世界文化遺産登録に向け、啓発活動を通じて裾野市内の登録に向けた機運・登録後の盛り上げを踏ることにより、富士山及び関連資産の保護、保全及び地域資源の活用を図る				
主な活動内容 (事業内容)	富士山の世界文化遺産登録に向けてのメッセージ活動、関連資産についての学習会・講演会の開催、美化活動の開催、富士山の自然に触れ合う為の現地学習会の開催。				
これまでの活動実績	(主なもの) 富士山の世界文化遺産登録に向けての啓発活動				
	(事業内容) 富士山の世界文化遺産登録に向けてのメッセージ活動、富士山及び関連資産についての学習会・現地学習会、美化活動				
	(企業、団体、行政との協働実績) ・裾野市と共催による「出張! 富士山資料館」の開催 ・裾野市商工会フェスタすその内にて世界遺産コーナーの設置 ・裾野市観光協会との啓発活動、美化活動 ・市民団体E g g S h e l lとの「チョコレートアート」の作成				

○活動内容

1 保健・医療	7 環境	13 情報化社会
2 福祉	8 災害救済・地域安全	14 科学技術
3 生涯学習	9 国際交流・国際協力	15 経済活動・消費者保護
4 まちづくり	10 人権・平和	16 職業能力開発・雇用機会拡充
5 文化・芸術	11 男女共同参画	17 市民活動支援
6 スポーツ・レクリエーション	12 子どもの健全育成	18 その他

■寄附者への PR■ (その2)

1 県民（寄附者） に向けた団体の PR	私たちは、富士山が世界文化遺産に登録されるよう裾野市の文化・観光活動に関わる団体や今回の構成資産の一つになるであろう須山浅間神社に携わる須山地区の方々を協議員としてこれまでは、メッセージ活動を中心とした啓発活動や遺産の保全を目的に清掃活動。そして、市内外の方々に富士山と須山浅間神社について、理解して頂くために学習会を開催し、実際に須山登山道を歩いて学習する学習会も開催してきました。今回、富士山は世界文化遺産に登録される予定ですが、登録されたから終わりではなくこれからの活動が重要です。みんなの富士山を理解し、保全をしていくための活動を積極的に行っていきます。
2 支援を受けて 取り組みたい 事業の概要	まずは、まだまだ富士山とその構成遺産である須山浅間神社・須山口登山道の認知が低いように感じます。その為、引き続き学習会を開催します。今年度は子供向けの学習会を予定しています。そして、富士山とその関連遺産に会場される方々が気持ちよく過ごして頂くため、また保全の為に清掃活動が必要です。協議員だけでなく、市民の皆様にも活動に協力して頂きみんなの富士山を守っていきたく思います。

■目標宣言■

私たちは、基金の支援を受けて、右の目標達成に努力します。	富士山及び特に裾野市内の関連遺産を市内外・日本全国・世界各国にPRをして来訪を促すことはもちろんですが、歴史や環境について正しい知識を得て頂き、富士山及びその関連資産を保全しつつ地域資源として活用をしていくため、学習会の開催・美化活動の実施・観光PRを行います。
------------------------------	---

この申請書に記載している事項に間違いはありません。

平成25年5月27日

団 体 名 富士山世界文化遺産裾野市民協議会

代表者氏名 会長 根上 博 ⑩

団体目的等についての確認書

平成25年5月27日

静岡県知事 川勝 平太 様

団 体 名 富士山世界文化遺産裾野市民協議会

代表者氏名 会長 根上 博 ⑩

当団体は、下記のいずれの事項にも該当することをここに確約します。
なお、県において下記の事項について疑義のある場合は、別途必要な報告をいたします。

記

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- 3 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- 4 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し特別な利益を与えていないこと
- 5 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別な利益を与える行為を行っていないこと
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないこと又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれるものでないこと
- 7 県税及びその他の租税を滞納していないこと
- 8 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
- 9 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと

成年被後見人等に該当しないことについての確認書

平成 2 5 年 5 月 2 7 日

静岡県知事 川勝 平太 様

団 体 名 富士山世界文化遺産裾野市民協議会

代表者氏名 会長 根上 博 ㊟

当団体の役員は以下のとおりであり、全役員が、特定非営利活動促進法第 20 条各号及び暴力団関係者に該当しないことを確認しました。

役員名	氏名 (ふりがな)
会 長	根上 博 (ねがみ ひろし)
副会長	勝又 規雄 (かつまた のりお)
幹事長	木村 繁 (きむら しげる)

注) 証明書類の添付は不要です。

(参考) 特定非営利活動促進法第 20 条

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。 1 成年被後見人又は被保佐人 2 破産者で復権を得ないもの 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 4 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く)に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 5 暴力団の構成員(暴力団の構成員の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者 6 法第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

(様式第 7 号) (静岡県社会貢献活動促進基金実施要領第 14 条関係) (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

ふじのくにNPO活動基金 団体登録更新申請書

静岡県知事 氏 名 様

	年 月 日
団体名	
登録No.	
主たる 事務所の 所在地	〒
代表者 氏名	⑩

ふじのくにNPO活動基金の助成対象団体の登録を更新したいので、次の書類を添えて申請します。

なお、当団体は、静岡県社会貢献活動促進基金実施要領第 12 条に規定する申請団体の要件を満たしています。

【添付書類】

1 NPO 法人の場合

- ①団体概要書（様式第 2 号）
- ②団体目的等についての確認書（様式第 3 号）

2 公益社団法人及び公益財団法人の場合

- ①団体概要書（様式第 2 号）
- ②団体目的等についての確認書（様式第 3 号）

3 一般社団法人、一般財団法人及び任意団体の場合

- ①団体概要書（様式第 2 号）
- ②団体目的等についての確認書（様式第 3 号）
- ③団体役員に関し、成年被後見人等に該当しないことについての確認書（様式第 4 号）

3 連合体の場合

- ①団体の概要書（第 2 号様式）
- ②団体目的等についての確認書（様式第 3 号）

※登録が更新された場合、添付書類、既に提出された定款又は団体の規約等及び第 16 条に基づき提出された書類（役員住所を除く）は、登録期間中、様式第 1 号とともにインターネット等により一般公開する。

ふじのくにNPO活動基金団体登録変更届

静岡県知事 氏 名 様

年 月 日

団体名	
登録No.	
主たる 事務所の 所在地	〒
代表者 氏名	®

年 月 日付け 第 号で団体登録の決定を受けましたが、次のとおり、申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日